

# 広報いいで 号外3号

# 災害対策情報

令和4年9月1日  
飯豊町災害対策本部  
発行

## 【お知らせする内容】

- ①リ災ごみ仮置場・リ災ごみ持ち込み受付について
- ②災害に係る町税等の減免について
- ③事業者向けの災害復旧資金援助について
- ④災害に便乗した悪質商法に注意

### ①リ災ごみ仮置場・リ災ごみ持ち込み受付について

8月5日からゆり園駐車場に設置している、リ災ごみ仮置場は、8月31日をもって平日の受付を終了します。9月は土曜日、日曜日のみ持ち込みの受け付けを行います。受付日時を確認し、ルールに従って持ち込みしてください。なお、搬入の際は分別にご協力ください。

自力で搬入できない方は引き続き電話で収集の予約を受け付けています。

#### 【リ災ごみの仮置場について】

- ◆開設場所／ゆり園駐車場
- ◆開設日程／9月3日(土)、4日(日)、10日(土)、11日(日)、17日(土)、18日(日)、24日(土)、25日(日)
- ◆開設時間／9:00～16:00
- ◆申込・問合せ先  
役場住民課生活環境室 ☎87-0514

### ②災害に係る町税等の減免について

災害により居住用住宅に被害を受けた場合、リ災証明書の被害の程度に応じて、町税や保険料が減免になる場合があります。

#### ◆災害減免申請対象者

- ①固定資産税／リ災証明書の被害の程度が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」のいずれかに該当する方
- ②個人町民税／前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、リ災証明書の被害の程度が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」のいずれかに該当し、保険金や損害賠償金などの補填を損害金額から除いても、納付が著しく困難であると認められる方
- ③国民健康保険税／前年中の被保険者などに係る合計所得金額が500万円以下で、リ災証明書の被害の程度が「全壊」

「大規模半壊」「中規模半壊」のいずれかに該当し、保険金や損害賠償金などの補填を損害金額から除いても、納付が著しく困難であると認められる方

- ④介護保険料／リ災証明書の被害の程度が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」のいずれかに該当し、保険金や損害賠償金などの補填を損害金額から除いても、納付が著しく困難であると認められる方
- ◆対象となる納期／被災日以降に到来する納期分（被災日以前にすでに前納されている方は対象外です）
- ◆減免の可否／条例等の減免基準に基づき審査を行い減免の可否を決定
- ◆申請に必要なもの／リ災証明書、保険金や共済金など損害の補填がある場合はその金額がわかるもの
- ◆申請期限／9月20日(火)
- ◆申請・問合せ先
  - ①～③役場税務会計課税務室 ☎87-0513
  - ④町健康福祉課福祉室 ☎88-2233

裏面もあります

### ③事業者向けの災害復旧資金援助について

国や県では令和4年8月3日からの大雨被害にあわれた事業者向けに、災害復旧を支援する資金融資を行っています。

#### ○日本政策金融公庫による主な融資制度

<中小企業・小規模事業者向け>

	国民生活事業	中小企業事業
適用できる制度	災害貸付	災害復旧貸付
融資限度額	3,000万円（※1）	1億5,000万円（別枠）
融資期間 （うち据置期間）	10年以内（2年以内）（※2）	設備資金：15年以内（2年以内） 運転資金：10年以内（2年以内）

（※1）各融資制度の融資限度額に上乗せされる金額です

（※2）一般貸付を適用した場合の融資期間（うち据置期間）です

◆問合せ先／日本政策金融公庫米沢支店 ☎0570-007787（国民生活事業）

山形支店 ☎023-641-7941（中小企業事業）



#### ○山形県商工業振興資金融資制度（経営安定資金第4号）

貸付対象者	令和4年8月3日からの大雨災害により建物、設備等の事業用資産について被害を受け、今後3か月間の売上高が前年同期比で20%以上減少することが想定される中小企業者
資金使途	復旧に必要な設備資金および運転資金
利率	年1.6%（固定）
貸付限度額	8,000万円
貸付期間	10年以内（うち据置2年以内）
認定機関	山形県

◆問合せ先／県産業労働部商業振興・経営支援課 ☎023-630-2359



◇その他、支援策については、町ホームページで  
随時お知らせします



### ④災害に便乗した悪質商法に注意

災害後は、自然災害や家の修理などを  
口実とした消費者トラブルが多くなる傾向  
があります。不審な勧誘を受けたときは、  
「消費者ホットライン」（局番なしの  
188）に電話してください。

◆問合せ先

消費者ホットライン（局番なし）188

置賜消費生活センター

☎0238-24-0999

（平日9:00から17:00まで）

り災証明書の申請がお済みでない方は  
早めに申請してください！

